

第 115 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 115 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和6年12月18日（水）13：00～15：32

会場：農林水産省 7階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討

（これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料1 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料2 基本計画の策定に向けた検討の視点

参考資料1 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

参考資料2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料3 食料・農業・農村基本法

午後1時00分 開会

○大臣官房参事官 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、赤松委員、磯崎委員、大橋委員、二村委員が所用により御欠席となっております。また、稲垣委員、堀切委員は遅れて御参加の予定ということでございます。現時点で企画部会委員の出席者は16名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題につきましては、これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理について御議論いただければと存じます。

それでは、この後の司会の中嶋部会長にお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は第7回目の議論となります。16時までの開催を予定しておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

初めに事務局から資料について御説明をいただき、その後、委員の皆様の間で意見交換を行っていきたいと思います。他の委員と同様の御意見であつての御発言をいただいても差し支えございませんので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の山口でございます。

それでは、資料に沿いまして説明をさせていただきたいと思います。

今日は、表題として「これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理」ということで、これまで6回にわたって検討の視点を提出させていただきまして、委員の皆様から御意見を頂戴してきました。その中で、我々としてはなるべく盛り込もうということで、原局とも調整をして盛り込んだ表現を今回お示しするというところでございます。

1枚めくっていただいて目次のところを、まず御覧いただきたいのですが、これは今後、骨子とか本文を作成する上でも、こういう形で骨格を作っていこうかと思っております。食料安保ですので、

まず食料の生産あるいはその生産資材の部分を、どうなっているのかということを見ていく。その上で、供給能力の確保という関連で、農業構造の転換ですとか生産性の向上、付加価値の向上に向けた取組、あと、輸入の安定化、国際戦略というような形で、食品・食料の個別のところもまず見ていく。その上で、今回、基本法の基本理念に位置づけられました輸出、一人一人の食料安全保障、持続的な食料システム、環境と調和が取れた食料システムの確立と多面的機能の発揮、農村の振興というような形で、基本法の基本理念にある程度沿ってまとめていこうということで、今回、そういう意味で、これまでの基本理念をシャッフルして再整理したというものでございます。

それでは御説明に入りますが、何せ76ページありますので、一個一個やると大変ですので、委員の皆様のご意見があつて修正したところを中心に御説明しますので、ここのところはちょっと真意が違ふとか、更に足していただきたいとか、そういうことがあれば存分に言っていただければと思います。

まず、4ページでございます。大橋委員の方から、品目群に着目して、ある程度共通性のあることはまとめていった方がいいのではないかという御指摘をいただきましたので、まず土地利用型作物という形でまとめをしております。

次に5ページをお願いします。ここは、消費の形態として、米なのですが、やはり加工食品、外食、コンビニの比率の高まりが見えますので、「中食・外食を含む」という形で、よりしっかり書いたということでございます。

6ページをお願いします。これは、小麦のところは赤かび病対策などが大切になってきますので、「耐病性品種等の開発」というのを追記させていただいております。

しばらく飛びまして、13ページ、お願いします。

これも大橋委員から品目群という話があつて、ここは野菜という品目群ではどうだということを明記させていただいた上で、まず野菜の消費の部分になります。二村委員、赤松委員から、加工業務用へのシフトが必要で、その際には構造的な変化の必要性みたいなものもちゃんと書き加えた方がいいのではないかということで、「食の外部化」、「インバウンドの増加」などを含めて、表現を訂正しております。

あと、生産の部分ですが、浅井委員から基盤整備の話、井上委員から、特にこれから冷凍の食品が出てくるので冷凍・加工食品をとという話、あと山野委員の方から周年安定供給体制の構築という話が出ましたので、それを追記しております。

15ページをお願いします。これも大橋委員の品目群という話で、果樹という品目群でどうかということで書いております。

16ページに入りますが、小針委員の方から、家畜伝染病というか、ここで言うとカメムシの発生と

か、そういう問題で安定的に生産できない、収量低下のリスクがあるという話がありましたので、省力化栽培への適正ですとか高温耐性の品種とか、あと、病虫害対応性の品種の開発・導入という形で表現を書き加えております。

次、18ページ、御覧いただければと思います。これは、養豚経営のところで宮島委員から、養豚経営の経営のベンチマークの話を展開したらいいのではないかと話があったので、牛肉と、あと乳製品のところで、「データを活用した経営改善」という表現を付け加えております。

次、22ページをお願いします。水戸部委員から、需給ギャップに配慮した計画的な生産、チーズの生産拡大が重要というようなことがありましたので、チーズの話も含めて書き加えたことと、先ほどの宮島委員の「データを活用した経営改善」の話を書き加えております。

水産のところ、23ページですが、二村委員から、水産加工は外国人材に支えられているので、この課題についてしっかり明記しておいた方がいいのではないかとということで、「人材の確保」を入れております。

花き、24ページですが、ここは高槻委員の方から、花きの需要拡大対策みたいなものをもう少しちゃんと書いた方がいいのではないのかという御指摘いただきましたので、より表現を深掘りして書いてございます。あと、異常気象などの軽減のための対策を少し書き加えさせていただいております。

27ページ、農薬の話ですが、山野委員の方から農薬の再評価について加速化・効率化を図ってほしいという御指摘がありましたので、「円滑に」という表現を入れております。

28ページは、二村委員の方から、これから気候変動による産地や生産への影響が更に大きくなるのではないのかということ指摘を受けましたので、「採種適地の変化等に備え」というような表現を入れております。

次に、32ページ。地域計画のところで、これは、稲垣委員、竹下委員、内藤委員、林委員などから様々、国のリーダーシップの下で仕事をしていかなければいけないのではないのかということ御指摘いただいておりますので、「国のリーダーシップの下、策定された地域計画の分析・検証を実施した上で、国・自治体間の連携や他産業等の参画も得ながら」という表現を書き加えております。

33ページは、齋藤委員の方から、大区画化に際して農地耕作条件改善事業、軽易なあぜ抜き事業みたいなものをどんどんやった方がいいという指摘を受けておりますので、その旨をまず入れたこと、あと、浅井委員のお話を踏まえて、事業に対応するための水田の汎用化・畑地化、畑地整備の推進、あとは、田島委員の御指摘を踏まえまして中山間地域における施設整備の重要性、あと、浅井委員の方の御指摘を踏まえて、今後の地域の中核的プレイヤーがインフラの管理の在り方を考えていくということで、農地中間管理機構の柔軟な活用ですとか、保全を行うためのビジョンを策定する仕組みの

導入ですとか、そういう農業水利関係の記述を追記しているところでございます。

次に、35ページ、お願いします。こちらは水戸部委員、宮島委員の方から、やはり特に女性に活躍していただけるような環境でないといけないということをしっかり明記しなければならないのではないのかという御指摘いただいていますので、農業が若者や女性にも選ばれる産業となるためにということ趣旨として明確にしたところであります。

次、38ページをお願いします。スマート農業のところですが、まず、大橋委員の方から、DX・GXは農業の在り方自体を変えるものとして様々な課題の解決する切り口になるものであるとのことで、各施策を引っ張るような打ち出しをしていった方がいいのではないのかという御指摘があったので、一番最初に、このDX・GXの話をスマート農業の冒頭に入れさせていただいております。

あとは、浅井委員の方から、成功事例・失敗事例をきちんと評価して理解してもらうようなプラットフォームづくりの話ですとか、あとは、小針委員の方から、農業関連データの基盤の共有・統一化をして、PDCAサイクルを意識した施策を進めることが重要であると御指摘あったので、その旨の表現を追記しております。

あと、中山間地域で、正に大津委員とかが、これから中山間地域こそそういう技術の面でもビッグマーケットになるのではないのかとか、あるいは、山野委員の方から、地域集落、中山間地域の特性を踏まえた施策が必要ということですので、それをちょっと踏まえた表現を追記しております。

次、39ページ、お願いします。浅井委員の方から、研究者と農業者が交流して、連携しながら現場解決をできるようなフィールド研究の仕組みがあるとイノベーションが進みやすくなるという御指摘があったので、「産学官が連携して」という形で表現を追記しております。

あと、高槻委員の方から、技術開発とかが、農研機構ですとか研究試験場とか、いろいろ行われているけれども、もう食品産業とかも競争力を維持するためにどうするかというのが必要だということなので、「農業・食品分野は」という形で、時間や整備のコストが掛かる特性を踏まえというような形で表現を追記しております。

品種改良、40ページのところですが、こちら大橋委員の方から、国や県の研究機関のリソースをそのまま持っていきべきか、それとも集約化・一体化していいのか、検討していかなければいけないのではないのかという御指摘いただきましたので、国、都道府県、民間、それぞれの強みを生かした効率的な品種開発を進めるという旨の表現をしております。

41ページのところですが、国際水準のGAPは、環境負荷低減のクロスコンプライアンスも導入、そういう環境保全の取組も内包していますので、そういう意味で、「資する」という形で表現を明確化しております。

輸入の関係、44ページでございます。二村委員の方から、今後、サプライチェーン上のリスク管理が重要で、気候変動によって産地は生産の影響が出ているが、それが更に大きくなってくるので、情報収集とか共有がきちんとされなければいけないというような御発言いただきましたので、その旨を、まず冒頭に明記をしたところでございます。

あと、45ページ、こちらは吉高委員の方から、ルールメイキングの観点から、長期的な視点にわたって人材育成とか人材ネットワークの構築に取り組む必要があると、これは正におっしゃるとおりなので、そのままそっくり入れております。

47ページでございます。輸出のところで、これは大橋委員、高槻委員、内藤委員、水戸部委員から、輸出の拡大を図るために、更なる需要の拡大と供給力の向上を車の両輪として進めていかなければいけないのではないのかと。これは、そもそも思想的に根本になるものなので、冒頭に付け加えさせていただきます。

齋藤委員の方から、和食のような日本でアレンジした料理方法を含めて輸出をするというようなことの指摘があったので、輸出、日本産食品のブランディングという形で明記をさせていただきました。

あとは、高槻委員、堀切委員の方からの御指摘も踏まえて、需要拡大に当たっては、企業の「食品産業の海外展開」、「インバウンドによる食関連消費の拡大」などとの連携という表現を入れさせていただきます。

次に、48ページの方を御覧いただければと思いますが、まず、水戸部委員、大橋委員などから、国・産地が一体となった生産力増大が必要ですか、あるいは、その生産力増大を図る上でも農水省の各局がちゃんと連携してくださいというような御指摘いただきましたので、その旨を一番最初に入れております。

あと、高槻委員の方から、水産の輸出を拡大するためには国際認証の多数取得というところがキーになってくるという御指摘いただきましたので、そこのところも明記をさせていただきます。

あと、内藤委員の方から、例えば選果場ですとか、あるいは防除技術の支援とか、そういうところも含めて深掘りした支援が必要なのではないかという御指摘いただいておりますので、そういったことも明記した上で、国内外をつなぐ新たなサプライチェーンモデルを作るという形にしております。

あと、林委員の方から、課題解決のためにKPIをちゃんと作って、輸出こそPDCAサイクルを毎年回さないといけないのではないのかという御指摘をいただいておりますので、その旨も入れさせていただきます。

49ページ、御覧いただければと思います。まず、これもインバウンドの関係で、海外展開とかインバウンド等と輸出拡大の相乗効果を発揮しなければいけないのではないのかということが高槻委員、堀

切委員から御指摘いただいていますので、それを入れました。

あと、高槻委員からは、ライセンスのロイヤルティやビジネスを拡大するプロセスで広がっていくものだというような御指摘いただきましたので、その旨を追記しております。

あと、高槻委員の方から同じく、日本のコンビニモデルのようなものを海外において更に広げていくことが食の輸出促進につながるというような御指摘いただいていますので、それは「日本発のフードバリューチェーンの構築に向けて」という形で表現を追記させていただいております。

50ページですが、林委員の方から、育成者権の行使の場の、より実効性を確実にしていかなければいけないのではないかという御指摘をいただいていますので、それはそのまま、「育成者権の行使の実効性の向上」という形で入れさせていただいております。

51ページからは、今度は一人一人の食料安全保障の関係です。まず、二村委員の方から、「フードバンクやこども食堂、フードチェーン」という形で記載していたのですが、これはあくまでボランティアな市民活動なので、フードチェーンとして記載されるのは非常に違和感があるという御指摘いただきましたので、「フードチェーン」という表現は取って、買物困難者や生活的困窮者の多彩な、多様な食事の提供に向けとか、そういう形の表現にさせていただいております。

53ページでございます。浅井委員、小針委員、水戸部委員、山野委員から、サプライチェーン全体の物流構築化の関係で、産地における施設整備などをちゃんとしなければいけないと御指摘いただいていますので、その旨も追記をしております。

あと、54ページですが、合理的な価格形成の部分ですけれども、赤松委員、磯崎委員、竹下委員の方などから、生産、流通、加工、小売、消費の幅広い関係者の下で、ちゃんと議論させていく必要があるという御指摘いただいていますので、その旨を書いたということ。あとは、大津委員、山野委員の方から、政府全体の物価上昇を上回る賃金上昇の定着を目的とした取組みたいなものをやっていると単に食のインフレにつながる、そういう意味でも関係者の合意形成が必要だというような話ありましたので、その旨も追記をさせていただいております。

あと、竹下委員の方からも、大企業は大ロットで調達するのに比較して、中小企業は価格面で不利になる一方で、より顧客ニーズを求めているかなきゃいけないということの御指摘ありましたので、コストを転嫁するだけではなく、事業者が食品生産性の向上や付加価値向上を併せて取り組むことが必要ということを、ここのところで追記をしております。

55ページ、御覧いただければと思います。まず、二村委員の方から、食品表示関係は関係省庁でしっかりと連携をお願いしたいということで、当然のことですので、それは追記をしております。

あとは、稲垣委員と山野委員の方から、今回、消費者の役割としてかなり追記されている部分もあ

りますので、情報提供ですとかそういうことをやって消費者の理解醸成・行動変容につなげていくことが重要なのではないかとということで、追記をさせていただいております。

環境関係に入ります。57ページを御覧いただければと思いますが、これは大津委員の方から、化学肥料とか有機農業に関しましては、温室効果ガスだけではなくて窒素循環の観点も重要だということをお指摘いただいておりますので、そこを追記しています。

あと、稲垣委員始め皆さんから、58ページですが、有機と地域計画の連携が大切だと、あるいは井上委員の方からも、地域で中核的な役割を果たす有機農業者の育成が必要だという御指摘をいただいておりますので、その旨を追記させていただいております。

あと、赤松委員の方から、学校給食だけではなくて、ほかにも様々な企業給食も始めいろいろとところがあるので、そういうようなところでの食堂での有機農産物の活用みたいなものも入れていったらいいのではないのかということで、そこも入れさせていただいております。

小針委員の方からバイオマスのところで耕畜連携の推進の話がありましたので、それを追記させていただきます。

あと、稲垣委員の方から、農山漁村における再生可能エネルギーの導入の観点で御指摘いただいておりますし、大橋委員の方からも、より地域で分野横断的にエネルギー源の最適化を考えなければいけないという御指摘をいただきましたので、「農山漁村エネルギーマネジメントシステムの推進」という形で表現を入れさせていただいております。

次に、59ページですけれども、クロスコンプライアンスの関係で、大津委員の方から、農業者が自らの取組が農山漁村とか地域の改善に関わっているのだという腹落ちをするところまで踏み込んでいただきたいという御指摘ありましたので、クロスコンプライアンスを取り入れることで農業全体での意識向上とその取組の底上げを図るというような形で、表現を少し明確化してみました。

あと、J-クレジットに関しては、浅井委員、大津委員から、絶えず検証が要るのではないのかという御指摘をいただきましたので、「見直しに向けた技術の検証」という表現を入れさせていただいております。

あと、61ページの多面的機能の認知度のところですが、吉高委員の方から、多面的機能について、その価値を是非見える化して、企業とか自治体にちゃんと周知してほしいという話を御指摘いただきました。重要なことだと思っていますので、その旨を追記しております。

あと、大津委員の方から、農村振興とかは企業との連携をしながら進めるべき、あるいは教育機関との連携も大切だという話がありましたので、その旨も追記しております。

63ページ、まずここも、稲垣委員とかから自治体との連携の必要性、友實委員なども民間企業との

連携の必要性、こういう御指摘ありましたので、その旨、特に民間資金や人材の確保も含めて記載しております。

あと、女性の農山漁村の暮らしやすさに関して、水戸部委員とか宮島委員から、暮らしやすい環境づくりとか、あるいは、なぜ女性がいらないのかというのを真剣に考えて、女性の入りやすさという観点を入れてほしいという御指摘がございましたので、その旨の表現も入れております。

あと、山野委員の方から、現場の事務負担の軽減、eMAFFのデジタル技術の活用なども御指摘いただいていますので、その旨も記載を明記したところでございます。

あと、64ページで、井上委員の方から、農村における文化や自然環境を核として、訪れる意義を感じられる仕掛けづくりが要るのではないのかと、もう少し幅広にちゃんと仕掛けづくりが要るのではないのかという御指摘をいただきましたので、その旨を明記した上で、農福連携については地域単位での推進体制とか理解の促進が大切だということなので、地域で取り組む、「広げるための協議会の拡大」というのを明記させていただきました。

あと、その生活面のところですが、吉高委員の方から、65ページですけれども、いろんな方々にちゃんと周知をしてほしいという話。あと、これも宮島委員から、先ほどと共通なのですが、女性がいらない、女性の入りやすさという話がありましたので、女性を巻き込みながら進めることが重要だということで、表現を明記したところであります。

あと、66ページの方は教育機関との連携などです。これは、大津委員、あと山野委員の方から、中山間の事務局の一元化だけではなくて事務手続きの簡素化も図ってほしいというような話。あと、浅井委員の方から、農地の保全とか、そういうインフラの管理の在り方について検討していかなければいけないのではないのかという御指摘がありましたので、持続的な地域の話合いによる農地の保全に向けた施設の整備とか、荒廃農地の再生・解消をする整備の推進という表現を入れさせていただいております。

あとは、水戸部委員の方から、67ページですが、加工施設の話がありましたので、加工施設を追記しております。

最後、69ページから国民理解のところですが、まず、中嶋先生の方から、消費者の変容を進めるためにも、生産者とか事業者、団体の関係者、行政の行動変容もちゃんとやらなければいけないという御指摘ありましたので、そこもちゃんと入れております。

あと、大人の食育の話です。

あと、赤松委員の方から、「産学官連携」と「官民連携」という2つの言葉があるのだけれども、「学」という専門性が生かせる部分については「産学官連携」という表現で統一してほしいという話

がありましたので、なるべく産学官連携のところは「産学官連携」と書けるようにしております。

あと、食文化の継承の71ページのところで、農業の学びの場というところで、これから2027年に園芸博もございますので、その旨を明記させていただいたところがございます。

あと、横断的事項的な部分ですが、DXのところですが、まず、ここも大橋委員の方から、流通から消費をつなぎ、消費者が生産者に声を届けることもDXによって可能になるので、そういう旨をきちんと理解して書いてほしいということでしたので、それを冒頭に付け加えております。

あとは、小針委員の方から、DX、DXと言っても、業務見直しをしないとちゃんと導入できないので、そういう業務見直しを行いつつという表現を入れさせていただいております。

また、浅井委員の方からeMAFF地図の話ありましたので、eMAFF地図、民間サービスとの連携も含めてやっていくという旨を記載しております。

あと、75ページです。すみません、長くなって申し訳ありませんが、食料システムの関係で、今回初めて基本法では位置づけられたわけですが、食料システムの観点から団体の相互間の業種を超えた垂直的な取組が必要だということを明記した上で、そのアクセスの向上とか、農福連携とか、RMOと、あと官民共創の仕組みづくりなどについては、農業者や農業団体とNPO等関係団体のステークホルダーとの協働、あるいは、それら団体間の相互連携が必要ということで、より開かれた形でやっていかなければいけないという旨を明記したところがございます。

ちょっと長くなりましたが、私の方からは以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明を踏まえまして、委員の皆様からの御発言をお願いしたいと思います。なお、いつものとおり、誠に恐縮ながら、お一人5分以内での御発言をいただきたいと思います。時間が余れば、また第2ラウンドのような形での御意見を賜ります。

また、稲垣委員、林委員から御発言に係る資料、本日御欠席の赤松委員、磯崎委員から事前に御意見をいただいておりますので、配布させていただいております。

それでは、御発言のある委員におかれましては挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、山野委員、水戸部委員、お願いいたします。

○山野委員　ありがとうございます。JA全中の山野です。

まずもって、これまで私からの意見につきまして一定資料に反映いただきまして、感謝申し上げます。

その上で改めて、現場からの率直な思いとして、4点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、中山間地域対策についてでございます。品目別の検討の方向性においては、中山間地域では、地域の特性に合った農地の集積・集約、基盤整備などの方法が必要であるとともに、こうした効率性とは別の視点の施策も必要かと思えます。農家数、農地面積、農業生産額が全体の約4割を占める中山間地域の営農を考えることは、食料安全保障を確保する上では不可欠であります。御検討のほど、よろしく願いいたしたいと思えます。

2点目でございますが、輸入依存穀物の増産についてでございます。食料自給率の向上に向けては、麦、大豆等の輸入依存穀物の生産性を向上し、持続的に増産することが必要であります。そのためには、資料に記載されている各種対策に加えて、限られた農地を有効に活用する観点から、輪作・二毛作についても取組を促すことが必要と考えており、追記の検討をお願いいたしたいと思えます。

3点目、中長期的なセーフティーネット対策についてでございます。今回の基本計画の検討においては、農業者が急減することを最大の課題として挙げていますが、その背景には、やはり安定して所得を確保することの難しさがあります。特に近年の生産資材価格の高騰は、既存のセーフティーネット対策がコストの高止まりに対応した仕組みとなっていない中で、現場の農業者に大きな不安を与えており、離農も進んでおります。食料安全保障の確立には、農業者が食料を安定的に供給することが何よりも重要であります。そのためには、適正な価格形成の法制化と併せてセーフティーネット対策の充実を、車の両輪として検討することを強くお願いいたしたいと思えます。

4点目、事務負担の軽減についてでございます。これまでの議論で農業者数の急速な減少が最大の課題とされていましたが、農業者を支える自治体やJAを始めとした関係団体の職員も減少することは、この先の農業政策を考える上で重要な視点と考えます。補助事業の業務プロセスを見直し、代理申請者による一括での申請受付も含め、利用しやすいデジタル技術の開発、活用、普及支援を通じた現場負担の軽減につなげていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、水戸部委員、お願いいたします。

○水戸部委員 資料の説明ありがとうございました。また、検討の視点への意見の反映、感謝を申し上げます。

その上で、全体の流れといいますか、構成の話にもう少し踏み込むべきと思うところがありましたので申し上げますと、まず、この度改正された基本法の最大のポイントは、やはり食料安全保障の確保というところに理念を掲げた点だと思っています。その実現に向けた道標となるこの基本計画では、品目と、それから人と農地の視点から、食料安全保障の確保を着実に取り組んで進めていくのだとい

う強いメッセージと、目玉となる施策をはっきり打ち出せないかということでございます。

具体的に、まず品目ですけれども、食料の安全保障に向けて、何を作るべき、増産すべきなのか。これまで御説明いただいた品目、これはどれも重要でありますけれども、食料安全保障の視点から優先順位といいますか、メリハリを考えますと、やはり、ただいま山野委員からお話がありましたけれども、輸入依存度の高い小麦や大豆、飼料作物や主食である米、次いで食肉・生乳など、これらを重点品目として位置づけて、どれだけ、誰が、どうやって作るのかということを具体的に示して、その役割を担う主産地、つまり誰がということになりますけれども、産地の実情に応じて大胆な支援策を、この基本計画の目玉として打ち出してはどうかと考えてございます。

その際、北海道は、小麦や大豆、飼料作物などの増産におきましては、輪作体系を維持しながら、その役割を果たすことができる産地であります。重点地域として基本計画に位置づけていただければ、道の計画においてもしっかりと書き込んで対応してまいりたいと考えてございます。

また、食料の生産インフラである農地をどう守っていくのか、その農地で農業を営む人をどう確保していくか、この視点が、現時点の整理だと思いますが、あまり触れられていないように感じました。

人と農地の問題は、基本法の柱であります農業の持続的な発展などとも関連はしますけれども、あえて食料安全保障の確保の観点から申し上げますと、農地については、やはり、その基盤整備や土づくり、北海道の輪作など、良好な状態で守り続けること。それから、その農地で継続的に営農して、国民に対して食料を安定的に供給する役割と責任を果たすことのできる担い手を育てることが重要だと思っております。このことは、基本法の第26条の効率的かつ安定的な農業経営の育成や、第27条の専ら農業を営む者に対する農業経営の展開ということで規定をされております。農地を適正に利用しながら食料を安定的に生産する担い手、これは規模には関係ございませんけれども、この担い手に対し今後も政策的な視点を当てていくことを基本計画にしっかりと位置づけることで、税金で支えていただいている国民の理解も得られやすい、また、農業者の意欲にもつながるものと考えてございます。

ただ、当然、今の人口減少下では、農家の減少は避けられません。担い手の減少のスピードをどう抑えていくのかといった緩和策が重要でございます。この点につきましては、今御説明をいただいた中でも書き込まれており、重複しますけれども、引き続き農家子弟を始めとする後継者、これが親の背中を見て、しっかり農業を継いでいきたい、あるいは職業として農業を選択したいと思える環境を整えることや、新たに参入しやすくするよう、農地の確保あるいは初期投資などに必要な支援が重要と考えます。

また、担い手の限られた労働力を有効に活用するため、これも書き込んでいただいておりますけれども、省力化に向けたスマート農業や大区画化などの基盤整備の推進、こういったものを重点的に更

新し、加えまして、生産されたものがちゃんと流れますように、国内における物流対策、輸出も含めた需要拡大、出口対策、国民の理解の下での合理的な価格形成の仕組みづくりも重要だと考えております。

先日、ユネスコが日本の伝統的な酒造りを認定し、また、北海道でも最近、道産・国産の麦芽を使ったウイスキー造りの動きなども非常に活発化しておりまして、国内外の期待が高まる中で、こうした新しい取組をもっと後押ししていただけるような、そういう支援も必要かと考えております。

以上申し上げましたけれども、これまでも委員の皆様の意見にありましており、基本計画が絵に描いた餅にならないよう、計画の中で具体的に示していくことが重要だと考えます。農業者の方は、10年、20年、もっと先を見据えて施設整備をしたり、あるいは土地を、農地を買っております。国が将来展望を示さなければ、その先どうしていいかわからないという声も非常に多く聞かれるわけですが、若者が将来に向けて安心して挑戦できるよう、基本計画において具体的なビジョンを示して、農業者に限ったことではありませんけれども、関係者に対し、しっかり応援するから頑張れよという力強いメッセージにこの基本計画になるよう、お願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まずオンラインの浅井委員に御発言いただき、その後、田島委員、堀切委員、お願いいたします。

○浅井委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

今日は3時までの参加となることもお詫び申し上げます。

私の方からは本当に1点発言させていただきたいのですけれども、次回以降提示されていく骨子案及びKPIの設定に向けてということで発言いたします。

本格的な人口減少を踏まえて、各地域、各品目、各農業現場における生産性の向上というのが一番重要になってくると思うのですけれども、そういう意味でも、今回の基本計画においては、「農業構造の転換」と示されている部分が政策の根幹になるのではないかと感じています。その意味でも、現在の農業構造が、5年後、更にその先の未来にどのような構造に転換していくのか、各ステークホルダーが明確に理解ができて、それが腑に落ちた状態でそれぞれのアクションが実施できるように、可能な限り目標について数値化をしていただき、それを実現するためのマイルストーンとなるKPIをしっかりと定めていただきたいと考えております。

この間、私が関わる様々な地域において、地域計画の策定状況をヒアリングしてきたのですけれども、やはりどの地域も、地域計画の中身についてはあまり新たな視点を持っていない。構造の転換を

意識されたような地域計画の策定には至っていないようでした。つまり、意志、ウィルを持った地域計画となっていない。意志を持たない地域計画は、正に絵に描いた餅に終わってしまうのではないかという危惧をしております。ですので、市町村、地域にやはり丸投げの地域計画頼みでは、構造の転換は不可能かと考えています。

そういった意味では、32ページにも黄色の線で示していただきましたけれども、「国のリーダーシップの下」という意味について、どのようなお考えをされているのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいと考えております。望ましい農業構造への転換に向けて、構造政策として国がどこまで関与し構造の転換を進められるのか、具体的かつ実行力のある政策及びKPIの設定を期待したいと思えます。

これまでの担い手への農地集積率、8割を目指して目標を前面に出してきましたけれども、農地の集積率という指標は、現在の分散錯圃の構造のまま、農地がどんな状態であっても、担い手が利用さえしていれば目標が達成できたというふうに見られてしまうと思います。生産性の向上を実現していくためには、農地の集約及び大区画化による構造の転換がなされたかどうかを適正に判断していくための、分かりやすい指標が必要になるのではないかと考えています。

今回の基本計画で策定するKPIの指標としては、例えば、担い手への農地集積率に加えて農地の集約率及び農地の大区画化への転換率などの指標も追加していただき、また、それらを進めていく上で最も重要な役割を担うであろう農地バンクの活動や、稼働状況を評価するための農地バンク稼働率なる指標も必要なのではないかと考えております。次回以降のこの委員会でも、それらの指標がKPIとして設定されているかどうか、また確認させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。それでは、田島委員、お願いいたします。

○田島委員　私の方からも少し意見を述べさせていただきたいと思えます。

これまで当審議会においては、各委員さんから様々な意見があっております。その中には難しいこともあったり、また、他省庁との調整が必要なこともあったろうかというふうに思えます。こうして今回取りまとめいただいた農林水産省の担当の皆様方の御苦勞をねぎらうとともに、まずは感謝を申し上げたいというふうに思えます。

その中で、これまで私が本会に発言したこと等についてを、お話をさせていただきたいと思えます。

私は、農畜産物の再生産が可能となる価格の形成について、また、日本型直接支払制度において、集落のネットワーク化を将来的に見据えながら、今そこにある集落、一生懸命に頑張っている集落への個別支援を継続することの必要性について、さらに、担い手への農地集約及び大区画化への加速化

や、農業水利施設が将来にわたり保全管理されるように、地域を後押しする仕組みづくり、合意形成や計画策定に至るまでの議論をコーディネートするためのソフト対策の検討などについて、発言をさせていただいたところでございます。

これらの発言の中において、価格形成について、また農業生産基盤の取組については、おおむね盛り込まれているというふうに思います。

一方、集落への個別支援につきましては、多様な組織や非農業者の活動参画などの整理はなされているようでございますが、明確に盛り込まれていないように思われます。これについては今後も議論をなされていくものと期待をいたしております。

そういったことから、今後更に議論をなされ、基本計画は作成されていきますけれども、私からは次のことをお願いしておきたいというふうに思います。

様々な取組が位置づけられた新たな食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、今後5年間、農業の構造改革を集中的に進められていくと承知しておりますけれども、与党からも自主財源の確保など予算面の課題を提起されていると認識いたしております。そこで、今回の食料・農業・農村基本計画を実現するための、十分な予算の確保というのを改めてお願いしたいと思います。

また、2027年度以降の水田政策の大きな見直しについても議論されているところであります。私の地元もそうでございますけれども、食料自給率を上げ、食料安全保障を確固たるものにするためには、米、麦、大豆や露地野菜といった土地利用型作物の安定生産が不可欠であるというふうに思います。そこで、土地利用型作物の安定生産が可能となるような大区画の農地や整備された用排水施設など、農業生産基盤の強化にもしっかりと取り組んでもらいたいことを改めて申し上げておきたいと思えます。

私からは以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。それでは、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員　堀切でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

冒頭ちょっと遅れまして、大変申し訳ありません。

この度このように、これまで委員の皆さんが進められた議論を、このような形で整理をいただいて、大変、事務局の皆さん方に敬意を表したいと思います。改正された基本法で定められた新たな理念の具体化に向けて取り組むべき方向性が、少しずつ形ができてきているのではないかというふうに思い、おおむね妥当なものと評価したいと思います。

その上で3点ほど申し上げたいのですけれども、1つは、今もちょっと田島委員からもありましたけれども、合理的な価格形成。

これは農産物だけではなくて、それを受けて加工して流通して、そして店頭で消費者の手に渡る、この一連のサプライチェーンの中で、やはりこれまでコスト増をなかなか価格に転嫁できない、各段階においてできなかったということが実情ではないか。やはりコストの上昇に見合った価格改定が行える環境の整備ということが、54ページに明記されたことは非常に評価できるのではないかと思います。

具体的には、これをじゃあどうやってKPIに落とし込むかっていうのは難しい課題かと思いますが、製、販、配、この流通の流れの中でそういったコストの上昇を、最終的にはそれを負担するのは消費者ですので、当然消費者・国民の理解といったものが必要ですけれども、どのようにそこへ納得性のある形として持っていけるかというのはこれからの重要なテーマではないかと思います。

一方で、供給サイド、我々も、やはり自分たちが作っている農産物・食品に関して、どのようにその付加価値を上げることができるか。生産性を上げるとともに、その商品なり農産物なりの付加価値を上げるかということを、むしろ我々自身が能動的にそういった価格形成に関与していくという姿勢がこれから重要になるのではないかというふうに思います。

それから、環境との調和というのも大きな課題でありますけれども、昨今はもうSDGsへの対応ですとかESG投資、あるいは生物多様性、あるいは人権問題など、企業にとっても配慮を求められる。むしろ積極的にそういった社会課題に取り組むということが重要なテーマになってくるわけですが、そういった取組をどのようにその生産物あるいは商品に落とし込んでいけるか。また、それを負担する消費者にどのようにアピールできるか。現在も、そういった消費者にアピールするための表示等、各社各々にやっているのですが、何らかのそういう情報提供の仕組みとかルールがあれば、もうちょっとこの辺が具体的に表現できるのではないかと考えています。

食品に関しては、その表示は現在、消費者庁の管轄になっているわけですが、例えば、我々食品産業の原料ってのは、国内の調達と、それから海外からの輸入調達、特に穀物類は大変多いわけです。そういったものの、原料原産地の表示ということが今義務づけられていますけれども、この辺もやはり本当に、消費者がそれで理解されているかどうかということは非常に疑問なところもあります。その割には非常に手間暇が掛かるということもあるので、その辺の見直しも今後必要になってくるかと思っています。

それから3点目は、やはり輸出の促進に関してであります。

人口減少で国内市場が縮小傾向にあるというのは疑う余地がないわけですが、そういった中で、食品産業に関わる人たちにも、農業もそうですけれども、食品産業に関わる人たちにも未来への夢とか希望というのは必要になってくるわけで、その1つは、やはり作ったものを海外に輸出すると

いうこともこれからより積極的にやっていかなければならないだろうと。

ただ、御承知のとおり、食品産業ってのはもう非常に零細・過多性でありまして、個々の零細業者が自らの商品を、では、あしたから海外に持って行って売ろうとしても、そういうわけにいかないわけであって、そのためにはやはり、輸出先の様々な規制とか、あるいは大きいのは、結構宗教的な問題なんかも多いですね。そういったものの情報を取りまとめて、ワンストップで知ることができる、対応することができる。個社では対応し切れない分野、その辺を輸出先の規制や表示ルールデータベース化というのは1つの大きな課題で、誰でもそこへアクセスできる。今は、どこへ輸出したいというと、その国の法規制などを自分で調べて、どういう表示が必要か、どういう添加物は使えるのか、使えないのかなど、それを考えただけでできなくなってしまうので、そういったものをデータベース化されて誰でもアクセスできるということであれば、もっとそれが輸出促進につながっていくのではないかというふうに思います。

以上3点申し上げました。どうもありがとうございます。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、オンラインで内藤委員が手を挙げていただいております。よろしくお願いいたします。

○内藤委員 よろしく願いいたします。これまでの議論もありましたので、私からは、個別の論点については様々なところが反映されていると思いますので、総論のところ、少しだけお話しさせていただければと思っています。

繰り返しの部分も多いのですが、今回の基本計画で、やはり経営局さんからの発表でもあったように、このままいくと、2030年に向けて本当に食料安全保障が脅かされるような、産地が弱っていつている危機的な状況であるという、そういった認識を示して、かつ同時に一方で、生産性を改善すれば輸出といったチャンスとかもあるというような、そういう認識を示すことができるというところは、1つ目、大きいところかなと思っています。

2つ目は、こういった危機的な状況であるという現状認識に対して、その方向性として、個別の各論点はさらいませんが、おおむね、このままのやり方だと、既定されている危機的な状況の未来へまっしぐらなので、様々な面で構造転換が必要であるというような、その方向性が示されるということもいいかなと思っています。

ただ一方で、この構造転換も、当然ながら、ものすごい抜本的な構造転換から少しの構造転換まで、ものすごく幅広いグラデーションがあるわけですし、今回の基本計画というものが、この大枠の目的、食料安全保障を担保するという目的達成に向けて、十分な構造転換なのか、不十分なのかということは、それは私も分かりませんし、結果を見ないと分からないというような状況だと思っています。

なので、唯一最後担保できるとしたら、やはり皆様、本日の委員からの御提案でもあるように、KPI がしっかりと設定されていれば、食料安全保障の目的達成に向けて、今我々、日本の農業は十分な状態なのかというようなことを毎年チェックして、十分であるのであればこの強度で構造転換を進めればいいですし、十分でないということがその場で分かれば、構造転換の強度や方向性をその都度その都度、強くする、弱くする、方向転換を順次していくことが重要かと思っています。

結論になると、やはり大枠での方向性ってなのは今回かなり明確に定義がされていると思いますので、しっかりとKPIを設定して、みんなで頑張りながら、その状況を見て構造転換の強度をどうするかということを随時議論していくことが引き続き重要かというふうに思っています。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

オンラインで高槻委員が手を挙げていただいております。いかがでしょうか。

○高槻委員 ちょっと前にチャットに今作ってみたものを送りましたので、画面に共有いただけたら発言しやすいのですが。口で言うとなんとなく分りにくいかと思って。ありがとうございます。

これ、今作ったものなので、デザインとか、ちょっと割り引いて見ていただいて。

多分、本会への全体の構成、個別に今日も御報告いただいたとおり、あと、いろいろ委員の皆さんから御発言いただいているところについては特に異論はないのですけれども、それぞれが項目として完成するというよりは、関連性・連関性がある、全体が一体となって進むことによってこの難しい局面が打開されるのかなという理解なので、そのための全体理解のポンチ絵的なものを作りました。

我が国の食というものがあって、これは大きくは内需と外需、国内の消費と海外の消費、これは違うものとして存在していて、当然それぞれに需要に応じた生産というものがあっていて、それぞれにフードバリューチェーンというものがあるわけですが、ただ、我が国の状況でいくと、その中であって国内の消費人口はもう減少の一途をたどる。さらに、国内の生産人口も減少していく。重要な食品系の原料であるとか、あるいは肥料、飼料といったものの確保といったところも懸念が生じている。

したがって、やらなければいけないこととしては、構造改革であり、効率化であり、GX、DXも含めた合理化、それから新たなイノベーションによる解決、同時にそれによって得られる知的財産権等のマネジメントを強化すること。

需要、国内の消費も生産も減るという話の中で、海外への需要に応えるというところが、この先を切り開くための1つの道になっていくので、明確に輸出の拡大ということが入ってくるというのが、細かい議論はいろいろあると思いますけれども、全体的な理解として私の中では整理しておりまして、

この大枠の中でそれぞれの項目が非常に連関していくと思います。この構造改革とか効率化とか合理化というのは本当にいろいろな全ての項目にも影響すると思うのですが、そういう構造的な理解が伝わるような整理も1枚加えていただくと、今後の基本計画の策定も含め、我々にも役に立つと思いますし、これを見ていただく国民の皆さんの理解を促進させるという意味でも意味があると思うので、このような工夫を。これは本当に今作ったものでして、そこまで練り込んでいないので、是非農水省の皆さんでしっかり仕上げていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて御発言いただける方、いらっしゃいますでしょうか。

齋藤委員、よろしくお願いいたします。その後、井上委員、続けてお願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。今日はちょっとインフルエンザにかかってしまいまして、ウェブでの参加になりました。発熱の方は平熱に戻りましたので大丈夫ですが、まだ声がこのとおりでございます。手短かに話したいと思います。

まとめの方、大変ありがとうございます。

その中で、ちょっと気になったのですが、今、生産者が大幅に減少するお米、それから果樹、これが2030年までに52%程度まで落ちるという報告ありましたけれども、それに、ああそうなんだという状況ではなく、何らかの手だてを検討する時期に入っているのではないかと考えます。

特に、今現在、私がやっている米ですが、生産調整中の中で供給量が不足するという異常事態が発生しておりまして、価格が暴騰し、そして消費者に、そして中食・外食の皆様に、大変御迷惑掛けられていると思います。そういうことが食料安全保障上問題だろうと思うのですが、

これは、私、スーパーに行くたびに思うのですが、最近、今度、キャベツが1個1,000円、トマトが1個250円。先日、10kgのみかんが、私はこたつでみかん派なのですが、6,800円という値段でした。本当にものすごい勢いで食料が上がっているという実感を垣間見るにつれ、食料安全保障上の問題がもう既に起きているのではないかと考えます。

これに対する対策というのは、この文書をずっと読んで1つ1つを、様々な手だてはあるようですが、特に米の問題です。これ、本当に現場では米が高くなった。生産調整はやめて、全て主食用で対応しようなんていう人まで今いっぱい出てきています。ということは、逆に今度、今年は暴騰で来年は暴落みたいな感じで、生産量がとんでもないほどの量増える可能性。そして、消費者からはとても敬遠されて、食べていただけないような今時代に入ってきたのだらうと思いますので、そのミスマッチが続くことの方が非常に困ったと考えました。

その対策が何かこの基本計画の中にも書き込められていれば助かるなと思ひまして、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 委員の井上です。資料の御作成ありがとうございます。また、検討の視点の整理において発言内容の反映をいただき、感謝申し上げます。

今回の部会資料についての追加での意見等はございません。ほかの委員の皆様からもあったとおり、以降の本部会で議論されたことをどのように実行していくかが何より重要だと考えております。

まず総論として、農林水産省と農業者、食品関連事業者のみがこういった部会で奮闘しているのではなくて、明確なゴールを、生産者、消費者、業界や各省庁の枠を超えて共有し、一丸となって取り組むことが重要だと考えております。これもほかの委員の皆様からもあったとおり、計画の実行には目標の数値化、KPIの設定と時間割、何より優先順位を付けて実行していくことが重要だと考えております。

食料安保を考えたときに、優先すべきは生産基盤である農地の確保だと考えております。農地の確保を行う上では、地域計画の深化は必須だと考えておりますが、全国一律で成果を上げていくことは難しいようにも思います。平場と中山間地を始め、各地の産地特性や地方行政での動きは全く異なりまして、各産地に即したルールが作れたらよいのではと想像するのですが、実行速度は鈍ることも想像できます。

とはいえ、中山間地、中山間地だけではないのですけれども、もうティッピングポイントを迎えようとしており、待ったなしの状況というのも現状の課題としてございます。実感値としては、年に数回は不在村農地、それから所有者不明の農地による農地の貸し借りが止まってしまう現状です。

農地確保や担い手確保を行う上で地域計画を活用するのであれば、合意形成の図り方を見直す必要があるのではと考えております。合意形成を取る上で、現場感覚を全ての地方行政の担当者の方々に身につけていただくことは業務負担が大きいと想像しますので、橋渡し役となるような、そういった人材を一部、第三セクターであったり民間へ依頼することも検討をいただければよいのではとも考えております。

最後に、繰り返しとなりますが、本計画による明確なゴールに向けて、生産者、消費者、業界や各省庁の枠を超えて、全体意識を持って取組が進むことを望みます。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

続いて、竹下委員が手を挙げていただいております。その後、宮島委員、御発言ください。

まず、竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 本日はリモートで参加ということになりましたが、これまでの意見等踏まえて資料に反映いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様からも発言ありましたけれども、もう本当、総論としては、いかにしてこれから実行していくのかということが大事になってくるので、今後のKPIの設定とその進捗管理の仕組みづくりに関して期待をしていきたいというふうに思っております。

その上でもう少し、ちょっと細かいことになりますけれども、作っていただいた資料の中で一部、ちょっとだけ気になるところがあったので、追記のお願い等をできればと思っている部分だけ発言させていただきます。

特に5ページ、6ページ、7ページの辺り、米、麦、大豆といった多くを輸入に頼っている作物に関してのところ、一方、米に関しては輸入に頼っているわけではないですけれども、米の消費を増やすという視点で米粉の利用拡大というのは非常に期待できるのではないかなと感じていますけれども、なぜ現状普及されていないのかというところの分析をもう少し深めた上でないと利用は拡大していかないのではないかなという疑問がずっとあります。少し前の文書のところを書いてあるところではあるのですが、米粉の製造施設が不足しているだけなのかなと。そこを強化していこうと書いてあると、それだけなのかなというところは少し疑問に思ってしまったので、そういった、なぜ米粉は増えて使われていないのかという部分をもう少し、分析を踏まえた対応を取るというところをもう少し入れていただけたらなと思っております。

6ページ、7ページの麦、大豆のところに関しても、輸入原料から国産への切替えというところで、なぜ切り替わっていかないのかというのは、やはり国産での生産量が非常に少ないから商品も安定して製造できないという、鶏と卵の話であるのではないかなと思いますけれども、実際に使いたいのに使えないという事業者も多い中で、国産の利用が少ないという現状分析を、なぜ使われないのか、そこを深めていただいた上での対応を取るというところを、是非踏まえて入れていただけたらと思った次第です。

同様に、果樹に関しても、国産果実の需要喚起という話がありましたけれども、加工品への国産果実のニーズって何となくすごく高いのではないかなという印象があったので、この書きぶりだと少し違和感を持ちました。何をもってして需要がないと言われているのかというと、実際に生食の部分で消費量が減っているというのは事実なのでしょうけれども、多分可能性は、国産の需要というところではあるのではないかなというところを感じましたので、もう少しその辺りも深めて書いていただい

たら分かりやすいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員　ありがとうございます。様々なポイントを改めて入れていただきまして、ありがとうございます。いろいろなことを入れていただいたので、今度これや文書にするときにどうするかというところから、御意見申し上げたいと思います。

人材のところでは女性の問題などいろいろなことを申し上げたことが、例えば37ページや64ページの多様な人材などにそれぞれ入っているのですけれども、人材の問題は、議論の中でもかなりいろいろな方が発言されて、かつ、大きな問題だと認識されていると思います。ばらばらには書いてあるのですけれども、では、柱として一番背負う人を、一体どこに求めるのか骨太のところ、骨が書いていない。そして、その骨のところの弱さをどうやって強化していくのかという記述が、見つからないと思いました。

具体的には、これまでも、例えば東京農大の卒業生はあまり農業に就かないという話はあったけれども、実は農業大学校の卒業生もあまり就かない。それで今後、中心となって農業を背負っていく人たちの経営感覚とかそういったものを含めて、総合的にどこに期待するのかというようなこと。その強化が必要だという、人材への危機感が、柱になるようなところがもうちょっと明確にあってもいいと思います。これは農業法人とも関わるかもしれないし、農業法人と一般企業との差を埋めることとか、リクルートにおける問題点も含めてのことなのですから、そこがはっきりと分かるような項目立て、書きぶりがいいかと思います。

2つ目は、国民の理解のところなのですから、これはほかの政策や業界にも携わっている中、出たのですけれども、政府の文言に、国民の理解というのはほぼどこでも出てきます。けれども、いよいよ危機感が強くなると、大事なものは理解してもらうことだけではなくて、それぞれの人がそれぞれのところでできることを実際にアクションしていただくことかと思います。それは本文の中には書いてありますけれども、項目立ての上でも、もうちょっとしっかり立てていただくのがいいと思います。

今のこの課題認識の並びというのはそのまま骨子案になるわけではないかもしれませんが、それぞれの分野での問題や、それぞれの分野で必要な努力というのは分かるのですけれども、全体として何が何でもここはやるんだという分野はどこなのか。全部ではないと思うので、正に構造改革のために、みんなが腹をくくって変えなければいけないところがどこなのかということが、長い文書を

全部読む根性がなくてもしっかりと伝わるような形で、今後まとめに向かっていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。続きまして、大津委員が手を挙げていただいています。

○大津委員 遅くなってすみません。発言の機会をいただきありがとうございます。

今日、米の発送作業中でして、オンラインでの参加をお許してください。それから、公私ともにちょっと、あまりにここ1週間がばたばたしていたので、しっかり頭が整理ができていない状態で発言することをお許してください。ただ、委員としてやはり言うべきことがあるなと思いますので、羅列的にはなりますが、話させていただきます。

まず、事務局の皆さん、取りまとめ、本当にお疲れさまです。委員の皆さんの意見をいっぱい入れていただいて、感謝です。

全体的には、全体にすると、こういう文言にすると何かキャッチフレーズというか総花的になってしまうという印象はあるのですが、何か漏れているということでは、大きくはないとは思っています。

ただ、その中でも、ちょっとごめんなさい、多いのですけれども、9、10点。急いでいきたいと思っています。

これまでの議論を踏まえてということなのですが、1点目は30ページの、「生産資材の供給（5）燃料・エネルギー」についてです。これまでも再三意見を述べてきたのですが、この項目に高純度バイオディーゼルが含まれない理由が分かりません。

現状、化石燃料を使用しない技術体系は確立されていないとか、大型農機については電化・水素化を目指すとありますが、仮に大型農機や農業関連設備の電化が進んだ場合、その電力はどのようにして供給することをもくろんでいるかという課題もあります。

まだ実証実験段階にある内容が目標として掲げられている反面、リサイクル燃料として技術的に確立され、代替することでカーボンニュートラルにも移行できる高純度バイオディーゼルについて、農林水産省はもっと積極的に取り組んでいくべきだと思うのです。私は、自分のところの農場でヤンマーのトラクターとコンバインを5年間、100%で高純度バイオディーゼルで動かしてきていますが、当然何も問題ないですし、今まで、今使っている農機具でそのままエネルギーの供給を自給化できる、国内で回していけるという意味では、本当に本腰を入れていただきたいのですが、何度お願いするとか発言しても、このことについて、小さなところには書いてあるのです、バイオマスのところとか地産地消とかそういうところにはあるのですが、本当に大きく、一番最初に30ページのところでも取り上げるべきなのではないかと思っています。

次、2点目、33ページにある「中山間地域において、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るために必要な農地、農業用排水施設、情報通信環境の整備等を推進する。」というところに、先ほど少しはおっしゃっていただいていたのですけれども、棚田を含む条件不利農地の生産効率を上げるための技術開発という目標を入れたらいかがでしょうか。

3点目、35ページの女性に関する内容です。当事者といいますか、女性農業者なので、こういう項目が基本計画に入ったということはすごいなと、ある意味感動を覚えておりますが、せっかくなので、政府としても子育て支援に力を入れているところということで、「働きやすい環境の整備」に付け加えて、「子供を産み育てやすい環境の整備」という文言も入れ込むといいのではないかなと思いました。

4点目です。38ページのスマート農業技術の開発・普及についてです。ここにサイバーセキュリティを今後強化するという旨も付け加えておいた方がいいのではないかなと思いました。

5点目、57ページです。アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして提唱するとありますが、アジアモンスーンだけでなく、アイランド、つまり島という条件下でのモデルとして提唱することができると考えます。

6点目、58ページのエネルギーについてです。営農型太陽光発電について、「望ましい取組を整理」とありますが、ここに「地権者や営農者に利益が生じる望ましい取組」と明記してはいかがでしょう。望ましい取組というと少し抽象的になるのかなと思いました。また、エネルギーの地産地消だけでなく、それが防災対策としても意義があるということをも明文化していただければと思いました。

7点目、61ページです。「農業・農村の有する多面的機能」という表現ですが、先日の企画部会でも確認させていただいたとおり、多面的機能を果たしているのは基本的に土地利用型農業ですから、ここは「土地利用型農業・農村の有する」と限定する方が意図が伝わりやすいのかなと思えました。

8点目、63ページです。二地域居住の普及・定着による農村への人の呼び込みの点ですが、「コミュニティ維持」に並んで「ランドスケープ維持」という文言も入れることで、移住者や二地域居住者のある意味フリーライドにならないよう、先手を打てるのではないかなと思いました。

9点目、66ページです。中山間地域等直接支払と多面的機能の両支払に取り組む地域一元化というところ。ここは一元化だけでなくアウトソーシング化も含めないと、現場でやれる人が、本当に人手不足というのでは、皆さんおっしゃっていますが、深刻なので、農村だけで完結できないのではないかと思います。

10点目、70ページです。「学校と地域の連携・協力関係を強化し」と書いてあります。ここにはっきりと「文部科学省との連携により」という、ほかの項目で。

違う省庁の名前も入っていますのは、そういう発言した高等教育機関における宿泊体験活動の講師等の活用ということで、教職員の負担軽減とあるのですが、そこに民間企業等の参入による受入れ側の負担軽減ということも記載していただければと思いました。

すみません、駆け足で申し訳なかったです。以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ちょっと確認なのですが、70ページのところの学校地域連携で文科省のことを言及されたのですが、そこでちょっと通信が悪くなってしまって聞こえなかったのですけれども、最後に御発言いただいたのは、70ページとはまた別のページをお話しされていましたか。それとも70ページの中の一環としてお話しされていましたか。

○大津委員 いえ、一番最後は72ページの話をしました。

○中嶋部会長 ちょっとほかの省庁のというのが重なっていたので同じかなと思ったのですけれども。それでは、申し訳ないのですけれども、もう一度最後の部分、ページの部分をお話ししていただけますか、72ページ。止まりましたか。

○大津委員 70ページのところは。あれ、また駄目か。

○中嶋部会長 70ページのところは文科省がという辺りで止まったのですが、多分大体意図は酌めたような気がするのです。

○大津委員 今は通信大丈夫でしょうか。

○中嶋部会長 ちょっと怪しくなりました。

すみません、ちょっと調子が悪そうです。

後でコメント送っていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○大津委員 分かりました。よろしくお願いします。

○中嶋部会長 70ページと72ページが聞き取りづらかったです。

○大津委員 すみませんでした。

(大津委員については、書面にて意見を提出いただくことになった。)

○中嶋部会長 会場で吉高委員、手を挙げていらっしゃるということですか。では、先ほどから立てていらっしゃるだったので、先にどうぞ。

○吉高委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

また、この度の取りまとめや各委員の意見の反映、私自身、異存があるところではございません。それを踏まえて、いくつかコメントさせていただきたいと思います。

国内でも、先ほど齋藤委員を始め、食料問題、国際的にも食料的にはもう危機的な問題があると

われております。

せんでって私が参加いたしましたアゼルバイジャンでのCOP29、それから生物多様性のCOP16におきましても、本当に食料問題について国際的に議論が非常に活発になってきているというのを認識しております。バクーでも、実際に農家・農村・農村コミュニティに対するエンパワーメントのイニシアチブが議長国のイニシアチブとして立ち上がっておりまして、来年度、COP30はブラジルで開かれるということで、今回、日本の食品企業の方々も来年に向けてアゼルバイジャンで参画し、と申しますのは、多分来年は、バイオ燃料も含め、農業COPとも言われるかというふうなところもございまして、今回のこの基本計画が決定して、今後どうやって進めていくかというのは国際的にも、みどりの食料システム戦略とともに発信できる重要な年であると思いますので、是非これをきちんと進めていただくことを心より希望するところでございます。

それで、今回ESG投資の署名機関が集まる総会でも適応とか、それから食料、こういった企業に対する評価というものの議題も多かったこともございますので、資料の57ページのスライドを中心にお話をさせていただくのですけれども、こういったファイナンスというのが、公的資金だけではなく民間資金も含めて、地球環境や気候変動に対する低減・緩和に対しての付加価値というものをいかにビジネス・オポチュニティーとして評価するかということが、あまりこのページでは書かれていないのかなというふうには思っております。

例えば、今いかにGX政策が進みますと、産業構造変革が起こり、先ほども効率化というふうになりましたけれども、そこには基本的には、GX市場をどう創出するかということであり、グリーンの価値の価格をどう転嫁していくかという話を進めているところでございます。例えば、直接関係ありませんけれども、CO₂排出量の多い鉄を幾ら投資をして脱炭素に進めたところで、鉄は素材として鉄なので、需要側が決して価格を上げて買ってはくれないという課題もあって、その部分をいかに価格転嫁していくかというのがこのGXの最も重要なところだと議論されておりまして、その部分がこの57ページの中に含まれることが私としては希望するところではございます。

直接は書けないのかもしれませんが、例えば60ページにあるカーボンフットプリント。これは、実際には価格転嫁に必要な重要な定量化でもありますし、実際にLCAも含めて、いかに消費者が理解し、これに対して高く払ってもいいということが認識されないと、脱炭素のために、農家の方々が幾らJ-クレジットを作っても、大きなインセンティブにはなかなかならないのではないかと考えております。

ちなみに、今の気候変動や地球規模課題の中で、ブレンデッド・ファイナンス、つまり、官の資金にレバレッジを効かせ、いかに大きな民間資金を呼ぶかという、そのブレンデッド・ファイナンスと

いう志向があります。Ｊ－クレジットだけでは決して市場の中に不経済をすべて内在化するという
ことに伝わりませんし、消費者も理解できないということでは、いかにこの民間ファイナンスを呼び込
むかというような仕掛けというのが必要かと思っております。もちろん農水省におかれまして、多く
の補助金を出されています。ただ、その補助金と実際に民間ファイナンスが橋渡しになっているか
という、その直接のブレンデッド・ファイナンス、例えば投資、デット、エクイティ、プライベートエ
クイティといったことがつながっているのかというのが、もし今後、実際の運用で考えられるかもし
れないのですけれども、そういったところをお考えいただくといいかなと思っています。

例えば、私がグリーンビジネスをしている学生の中では、農業法人のシミュレーションのアプリの
ゲームを開発したらどうだろうと提言する方などがいます。スタートアップというのは、今回のこの
文書の中では、生産性の向上というところだけでも、あともう１か所ぐらいだったと思うのですけ
れども、若者がサステナビリティやグリーンビジネスを起こす場合には、必ず食料や食品生産が入っ
てまいります。というのは、一番身近に感じるからだと思います。かといって、普段から農業をやっ
ているわけではないので、実際そのグリーンビジネスを考える学生が、まずは農業をやってみるとい
った学生もおりましたというところもありまして、このスタートアップにいかに投資を回していくか
というのは生産性の向上だけでもないのかなと思います。是非そのファイナンスといった視点、それ
から、こういった地球環境の負荷、課題の負荷を低減する、その市場性を作るような内容を加えてい
ただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、友實委員が手を挙げていただいています。

○友實委員 ありがとうございます。まず最初に、今回整理された計画書を見させてもらって、非常
に内容の充実した、いい資料が出来上がってきつつあるなど、非常に将来に期待をするところでござ
います。ありがとうございます。

それで、３点ほどお願いをさせていただきます。

まず、26ページに肥料の問題が書かれております。この中に、私も何度か発言させてもらっていま
すけれども、水稻のプラスチック被膜の問題、海洋プラスチックの問題がつながっていますので、何
らかの記述が欲しいと思っています。

それから、事前に頂いた資料の中では、26ページに動植物防疫というのがあったのですけれども、
今回、今日頂いたものにはそのページがなくなっているのですけれども、この中で動物、一番大事な
のが産業獣医の確保の問題。これは非常に深刻な問題なので、この辺りを何らかの形で記述いただき
たいという思いです。大学等との連携が必要だと思います。

それから、33ページで、これも以前に発言させていただいたのですが、農業用のため池の転用でありますけれども、防災面に資するインフラとして、ストックを使っていくという意味で、ため池の防災機能、雨水調整池の転用、あるいは多目的なため池の転用を、流域治水の観点から述べていただきたいというふうに思います。

気づいたところはこの3点なのですが、何卒よろしくお願いいたします。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。稲垣委員、小針委員、林委員がまだ御発言いただいていないようなのですが、もしあれば、では、稲垣委員、よろしくお願いいたします。

○稲垣委員 稲垣でございます。冒頭遅刻して参りまして、申し訳ありませんでした。

これまで、8月29日からですと、もう6回でしょうか。私はこの間、農業という非常に狭い世界で生きてきたと思ったのですが、改めてこういう体系的に資料を提示いただいて、いかに農業が広く深い分野であるかということを改めて痛感いたしました。そして、今回の審議会を通じて、何より11月6日に農水省の方から、2030年の時点の推計で、経営体と農地がすこぶる減るという深刻なデータを出していただいたということはすごく大きかったのかなと。翌日の新聞の一面トップにも載ったかと思いますし、ああいうデータが、私も含めてこの審議会の委員の発言に、結構影響といいますか、そういうものがあつたのかなということで、この間の農水省の皆様の御労苦に深く感謝申し上げる次第でございます。

それで今日、ぞんざいな資料を出させていただいたのですが、二部構成になっております。エクセルの部分は、頂いている資料に更に反映していただきたいことと、最後の2ページは、年明け以降の審議をしていく際に、気になっている点を整理させていただきました。

最初のエクセルのところが二部構成になっておりまして、赤字のところは可能であれば字句の追加・修正をお願いしたいところです。右側が、更に反映していただきたい事項が黒字と青字になっています。青字はこれまで発言したことを議事録の中で更に絞って出したので、特にここでは申し上げます。黒字はこの資料を事前に頂いて、読ませていただいたの所見で、20項目以上あるのですが、ここでは4点だけ絞って説明させていただきたいと思います。

4ページに土地利用型の記述があるわけですが、中山間地域では粗放的な農業生産でしっかり食料供給ができるということを言及する必要があるのではないかと思います。

それから、8ページの土地利用型のところで、耕種農家もしっかり飼料生産ということが書かれているのですが、具体的な作物として、飼料米、青刈り稲、稲わら、そういうものをしっかり生産・利用拡大する必要があると思いました。

それから、18ページに畜産のところで、やはり自給飼料基盤の有効活用の観点から、中山間地域の荒廃農地の利用でありますとか林間放牧の普及・推進、そういう観点が必要と思いました。

それから、32ページ、地域計画のところで不在地主のことを言及いただいたわけですが、不在地主と土地持ち非農家が今後大きく問題になっていく中で、いろいろ国の方でも制度がこの間充実してまいりまして、相続土地国庫帰属法のように、不要な土地を所有者がお金を払って国の方に渡す制度が出てきたことを考えますと、不在村地主の方が農地バンクに、コストを払って、若しくは無償で、所有権を移転できるような仕組みであるとか、農地法の第3条第3項で、相続で届出をした場合は農地バンクが借り入れる等々、農地バンクの在り方、平成25年にできて以降、時間も経ち、状況も変わったので、検討の余地が広がっていると思った次第であります。

それで、青字のところ1点だけ、どうしても申し上げたいのは、75ページで団体の相互連携というところに4つ目の丸として「地域計画」の項目を起こしてくださいということを申し上げたのですが、やはりその思いが変わっていないということで、正に地域計画を来年以降実行なりバージョンアップをしていく場合、官民の関係機関・団体を挙げて連携を取ることが必要なのかなと思った次第であります。

最後の2ページ以降は来年以降の検討ということで、年明け以降、骨子、計画の目標の原案、本文という本格的な議論に入っていくと思いますが、その際、基本法の第26条の農業構造の主体について、特に効率的かつ安定的な経営であるとか、それ以外の多様な経営体の具体的な経営体や農業者の位置づけをめぐって申し上げさせていただきたいと思っているわけであります。

今回の審議会、先ほど言いましたように、11月6日の経営体と農地の2030年推計に基づいて御議論の柱立てがあったかと思うのですが、ややちょっと私の誤解もあったのですけれども、農水省の進め方と私の認識に懸隔があったということでもあります。

それは、この間の議論を通じて、この基本計画というのは誰のために審議しているのか、名宛人は誰なのかと思っていた次第であります。日常、農業委員、最適化推進委員、認定農業者、稲作経営者、それから農事法人の方たちと接しておりますと、この人たちのために審議しているのかなという思いが募ったわけでございます。

11月6日の審議会で発言しましたがけれども、資料の中に「認定農業者」、「集落営農」という言葉が一切出てきていないということでもあります。現行の基本計画には、「認定農業者」が6回、それから「集落営農」が3回出ており、これを読んだ人たちが、俺のこと扱ってくれているんだなと思えるわけだとすればどうなのかなということなのですが、ここはちょっと私が誤解もあったということなのですけれども、これまでの審議というのは基本、今回の改正基本法で措置されたといえますか、新

たにフラグが立ったことを中心に議論してきたということを、先般、農水省の方から御説明いただきました。であれば、改正されていない第26条第1項の効率的かつ安定的な経営のことに言及がないのもむべなるかなとも思ったわけですが、であるならば、新設された第2項の「それ以外の多様な農業者」がどうなのかなと思わないわけでもないわけです。いずれ年明けには、今回の推計のインパクト等を思いますと、この農業構造を規定しているプレイヤーである農業法人でありますとか家族農業経営についてしっかり御議論をいただく。それは当然、骨子、目標、本文で議論されると理解はしているところであります。

その際、特に強調したいのは、第26条に出てくるアクターの意味合いというのでしょうか、それは経営と生産だけではなくて、日本の農村、ある意味、日本の在り方を決める重要なアクターなのかと思うわけです。資料の方でギリシャが滑ったとかローマが転んだみたいなことを書いていますが、アリストテレスの政治学を引用するまでもなく、やはり社会というものは、富裕層と中堅層と貧困層、この3者のバランスというのは非常に大事で、健全な中堅となる、中核となる市民というものが大事なのかと考えたときに、農業における中堅・中核となる市民というのは、今の農村では認定農業者に代表される家族農業経営なり農業法人の経営者、それから、生産力は低いとはいえ、健全な兼業農家、そして、これから今回の基本計画の中で特にフォーカスしなければならないと思うのは農業法人の従業員の方だと思っているわけであります。こういうものをどれだけしっかり確保できるかということで、日本農業の在り方なり日本の姿が随分変わってくると思うわけです。是非、年明け以降の議論では、本文の中で認定農業者、家族農業経営、集落営農、農業法人及びその従業員ということにしっかりフォーカスを当てて議論なり、計画の中に明記が必要ということを強調させていただきます。

それから、2点目は今後の目標設定なわけですが、実効性を高めるためにKPIを設定して、PDCAサイクルを回して毎年検証していくというスキームは、農業界だけではなくて、現在の我が国のお作法なのかなとは思いますが、その計画をこなしている現場では、PDCAサイクルをぐるぐる回して、もう目が回りそうな状況の中で、KPIの達成具合が悪いと、その組織の存在意義が問われたり懲罰的な受け止められ方がなきにしもあらずと思うわけであります。結果、そのような計画が机上の空論になりかねない懸念を感じるわけでありまして、農業者、食品事業者、消費者目線で、現場の実情を踏まえた、実質的な現場のやる気を奮い立たせ、奮起せしめることに留意いただければなと思うわけであります。

PDCAサイクルはアメリカの統計学で発明された手法で、その後、コトラーの経営学、特にマーケティングの分野で親和性が高いわけではありますが、万能ではない面もあるのかなと思います。

特に現場の人間の方の共感というものをどう考えるのか、そういうことを実現していく観点からは、

やはり共感からスタートするSECIモデルというものもあるわけですし、そういう視点も大事なのかなと思います。政府なり農水省の皆さんが計画を立てられる際に、現場の農業者と共感を共有して目標設定をする、SECIモデル的な切り口というものも検討に値するのではないかと思ったりしているわけであります。

もう最後、時間がないので、農地については、とにかくこのシュリンクする世の中で従来のような利用が困難であることは自明でありまして、1から4に記載しましたように、担い手による利用、多様な主体による利用、粗放化した利用、それから多面的な利用と管理、その地域の実態と農地の立地を踏まえた対応なり、基本計画の中での書き分けが必要と思っている次第であります。

私からは以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。林委員が手を挙げていらっしゃいます。では、よろしくお願いいたします。

○林委員 御説明ありがとうございました。今回の資料2につきまして、これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理、事務局で大変丁寧にこれまでの議論を拾っていただきまして、また、山口審議官からも丁寧にそれぞれの委員の反映箇所を御説明いただきまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

その上で、本日資料、3枚物のペーパーを提出しております。画面に表示していただきありがとうございます。ちょっと字が小さくて恐縮なのですが、皆様、大きくして見ていただければと思います。今回の「これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理」というのは、これまでの議論の全体像をこうしてまとめて見せていただいて、本日議論した上で年明けの企画部会で骨子やKPIをお示ししていただく、その前段階のものだというふうに御説明いただいております。ですので、そういう意味では、基本計画の骨子に反映するのであれば今日がラストチャンスだということで、慌てて、ちょっと短いものですが、ペーパーを用意させていただきました。

趣旨といたしましては、次期農業基本計画で取り組む横断的な施策の骨子とKPIについて、基本計画で明確に示すべきではないかということでございます。

まず1番目ですが、基本計画の全体構成についてでございます。

本日の資料2の視点の整理では、章立てで、「Ⅰ 我が国の食料供給」という章立てのページに続いて、3ページで「Ⅰ 我が国の食料供給（考え方）」の3番の「供給能力の確保」で、「農業構造の転換」が掲げられています。私は、農水省のいろいろなお作法に全く疎いので、単に推測するところですが、従来の食料自給率の視点では、基本的な考え方をこの食料供給という概念、フェーズで整理されてきたからかもしれないと思います。

ペーパーの次のページを御覧いただきたいと思います。

しかしながら、これまでの企画部会の議論においては、事務局からも、「改正基本法を踏まえて次期基本計画において取り組むべき横断的施策の方向性」について、農業構造の転換、生産性の向上、付加価値向上といった柱が説明されてきたと思います。

例えば、本日の参考資料にも出ております基本法の第26条には「望ましい農業構造の確立」という条文で、先ほど稲垣委員からお話があったように、第26条の第1項に加えて第2項で、「多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保は図られるように配慮すべき」ものであるという条文が設けられ、11月6日の企画部会の資料2においては、「3 次期基本計画で取り組む横断的な施策の方向性」の1番目に「農業構造の転換に向けた取組」として、地域計画、基盤整備、経営基盤の強化、大規模生産を持続的に行うための雇用労働力の確保、中長期的なセーフティネット対策の在り方といったような、全部読み上げませんが、整理がされて、8ページのところでも、本日の資料2の3ページに挙げられたような部分が既に挙げられてきているわけでございます。

したがって、次回1月にお示しいただく基本計画の骨子案の全体構成においては、冒頭に、これまで議論してきたこうした課題認識、我が国の農業構造の現状の危機的状況という課題認識に基づいて、施策についての基本方針、これは基本法第17条第2項第1号に書かれている計画に規定すべきことの1番目でございますので、基本方針を明確にさせていただくと思います。

この基本方針においては是非、この課題認識に基づいて、その課題解決のために我が国の農業構造をどのような姿に、現状からどのような姿に転換していきたいのか。昨今、企業では、「ありたい姿」というビジョンを示すことがコーポレートガバナンス上要請されて、皆さん作っています。この基本計画においても我が国の農業構造の「ありたい姿」のビジョンを、まず基本方針において明確に示すべきではないかと思います。

その上で、今後の政策のPDCAを回していくためには、基本計画において、「ありたい姿」のビジョンを達成するために効果がある具体的な手段は何か、そして、政策の効果測定のための指標、そのプロセスが達成できたかどうかを計測する目標数値、KPIを、ロジックツリーを意識して構成することが必要ではないかと考えます。

2番目ですが、KPIの設定です。

先ほどは、こういったPDCAとかKPIについて、稲垣委員からお話あったように、KPIというのは、その作り方とか運用の仕方によってはメリットよりデメリットが現場において発生することもあるので、単なるお題目に終わらないように、目標と具体的アクションがしっかり連動するようにすべきだ

と言われております。

釈迦に説法ではございますが、KPI設定の観点としては、頭文字をとってSMART（スマート）という、具体的に、測定可能で、達成可能で、そして目標達成との関連性が明確で、かつ明確な期限を定めたものであるべきだと思います。

例えば11月6日の企画部会資料2の28ページでは、来年3月末に出てくる予定の地域計画について、「3-1 農業構造の転換に向けた取り組み」において、その地域計画が左側の列にあったような優良な形の地域計画が出てきたような場合には、労働生産性の向上を図るために、更に農地バンクによる農地の集約化を促進するように進めていくとか、右側の方の白地部分が多数見受けられるようなもの場合には、農地の相当部分が受け手不在の解消に向け、農外企業や地域以外の農業法人の参入等を促進するというイメージ図が提案されておりました。

この取組を推進する上では、より具体的に、1番目は、農地バンクへの農地の集約化率。これは、分散した小規模な農地が担い手に集積しているかどうかという従来の農地集積率だけではなくて、その一歩先の農地バンクへの農地集約化率というものをイメージしております。

そして、2番目として、大区画化と基盤整備や土地改良に向けた合意形成期間をいかにどれだけ短期化できるかという点。

3番目に、新規就農や県外企業や地域外の農業法人とのマッチングがどれだけ促進されたかというマッチング率。

4番目に生産性の向上。これは、既に11月6日の資料にも出ておりますが、単位面積や労働時間当たりの収量の拡大とか、単位面積や収量当たりの利益率、農家の手取りを上げるという利益率の向上、そういった意味での生産性の向上率。

以上のそれぞれについて、ゴールとなる目標を設定して、その目標を実現するプロセスについてのKPIを設定していくことが必要だと考えます。これは、先ほど申したSMARTという観点で作っていただくべきと私は考えます。

例えば、この②の合意形成期間の短期化についてなのですが、私の提出ペーパーの脚注の1と2で御紹介していますように、これまで果樹・有機部会では、現地調査や委員からの情報提供で、集約化の合意形成、マッチングの合意形成の成功事例についてヒアリングさせていただいておりました。そういった成功事例においても、一番時間が掛かって苦勞するのが、一筆ごとに地権者を確認して、地権者に連絡・説明・合意を取るプロセス、これが一番苦勞する部分だとおっしゃっていました。

それぞれ成功した長野県ですとか大分県の事例を見ると、長野県の場合は、スーパー農業委員会会長みたいな方が皆さんを粘り強く説得したり、大分県の場合は、まずはもう担い手の方々が70歳近く

て危機的状況にあるという認識を共有し、行政の方が縦割りではなく横連携してサポートして、農地集約の合意形成をする前に、ターゲットを「新たな担い手」と設定して、そのターゲットをまず育成して、「新たな担い手」の候補を見せた上で従来の担い手の方とのマッチングを行ってうまくいったそうであります。こうした合意形成についての困難性は全国共通の問題だと思いますので、国においてこの合意形成期間をいかに短縮するかという方策のKPIを設けなければ、基本計画に掲げる目標の達成はできないのではないかと考えております。次回に向けて是非御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、小針委員、お願いいたします。

○小針委員 農中総研の小針です。

御発言の機会をいただき、ありがとうございます。あと、資料まとめていただきまして、意見等を反映していただきまして、感謝申し上げます。

私から5点、コメントしたいと思います。

まず1点目は、高槻委員の御発言にもありましたが、全体として構造的に示す必要というのはあるのかなと思っています。ちょっと私自身、まだきれいに図に整理し切れていないのですけれども、国内の農業としては生産基盤の脆弱化というものがあって、そこに対して生産性の向上をいかに図っていくか。これだけ国際的に気候変動等がある中で、環境との調和をどう図るか。その両立をどう図るか。それによって持続可能な農業が継続をされるということが食料安全保障の確保につながる、そういう道みたいなものがあると思っています。そういうものをロジックツリーの的なもので皆さんで可視化をして、こういう全体像だよねということで議論ができると、次の骨子を考えるときに皆さんが同じイメージを持って議論ができていくのではないかと思います。

2点目に、38ページ、すみません、ここはその前のときにちゃんと私も言うべきだったのですけれども、スマート農業の基盤の整備という観点からは、通信環境の整備ですとか、あとは自動走行に関するの公道走行であるとか、その部分もきちんとインフラとして整っていないと普及しないという部分もありますので、ここは他省庁との連携というところが強いと思いますけれども、検討の視点としては入っていいかなと思いました。

あと、54ページの合理的な価格形成に関して、ここはワーディングの問題でもあるのですが、①番のところで「品目別のコストの明確化」とある、ここの「品目別の」というのは、そこだけに限定しない方がいいかなと考えるところがあります。調査受託を弊社でしてしまして、このコストをどう捉えるのかというのは非常に難しいと感じていて、品目別に捉え切れないけれども非常に重要なコストということもあります。その下の2つのポツで書いてあることは必ずしも品目に限らない、というこ

ともあって、「コストの明確化」という記述でもいいかなと思った次第です。

あと、次に、ちょっと話が飛ぶのですけれども、75ページについて、先ほど稲垣委員から、地域計画について④で付け加えるべきという御発言がありましたが、それと共通のことを私も考えておりまして、それが地域計画とすべきなのか、農地集約というふうにすべきなのか。つまり、地域計画という形で地域で話し合いをすることと、あと、実際の農地集約ということに関して言うと、先ほど浅井委員からの御意見でもあったとおり、農地バンクという組織もありますので、そことも関わってくるという形で考えると、どういう入れ方をするかというのあると思うのですけれども、どちらにしても農地の利用計画をどうするのかということをきちんと、地域がそれぞれ連携して考えるということは重要ではないかと思っています。

最後に、69ページのところの消費者の行動変容のところと、あと、その後、72ページのところにも消費者の行動変容という形であって、ここは前回の中嶋部会長のコメントを踏まえて69ページに、この「消費者の行動変容を進めるために」という後に生産者等々の行動変容も必要というふうにあります。私は、ここは、「消費者の行動変容を進めるために」ではなくて、関わる者全ての人の行動変容が必要ということをきちんと打ち出した方がいいのではないかなと思います。行動変容するのは消費者だけではなくて、今回、基本法という理念法が変わったということの一番の意味というのは、やはりこの情勢が変わる中で、政策だけではなくて、関わる人みんなのマインドを変えて取り組んでいかなければいけないということではないかというふうに思いますので、そこも含めて、この形で付け加えていただいているというのは非常にありがたいと思うのですけれども、どちらかというと、消費者への行動変容ということではなくて、全ての人が行動変容すべきという形にした方がいいのではないかなと思っています。

私からの発言は以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

一応、今日御参加いただいた委員の皆様には全て御発言いただいたと思います。

すみません、私もちょっと発言させていただきたいので、恐れ入りますが、少しだけお時間をいただければと思います。5つほどお話しすることになると思います。

1つは、食料自給率の計算。目標を計算するとき、消費の見通しとそれから生産努力目標の突き合わせをして自給率は出してくると思います。今回、その消費をどういうふうに見通すのかという辺りは、まだこの段階なのであまり出てきていないのですが、Ⅰの各品目ごとの記述項目に消費のことが書いてあって、その中に消費が伸びるのか下がるのかという言及があるのですが、量的な部分とそれから質的な部分とが交じってしまっていて、自給率はどうしてもその量的な突き合わせをして、どのぐ

らい自給率が高いか低いかという議論になるので、この後どのように精査していくのかという辺りを今後確認していきたいと思っております。今回の取組においては、消費を喚起するというような観点もかなり入ってきているので、これまでの外生的に消費がこうなるという議論が、政策的な取組の中でその目標値というのが変わってくる、見込値が変わってくるという議論になるのではないかと思います。喚起を行うためのある種政策リソースが必要なのですが、それは一体どこが担っていくのかという辺りの議論も必要かと思います。食育だけではないと思います。

それから2つ目。先ほど山野委員からのセーフティネットのお話があったのですが、その議論が今回の整理の中にあまり書かれていないような気がいたしました。経営所得安定対策や、それから、例えばNOSAIとか収入保険のようなものとか、その対応がどの辺に書かれるのか、私は読み込みが足りないのかもしれませんが、分かりませんでした。Ⅲのところに「合理的な価格形成」という項目があるのですが、ここら辺に入るのかどうか。それとも、もう既に書かれているのかどうかを確認させていただきたいと思います。それで、価格が低下したときの対応については、経営所得安定対策はしっかりあると私は理解しておりますけれども、今回、価格が上がってきたことに対する対応というもののについても、一定程度のきちんとした議論が必要だと思います。先ほど齋藤委員からも言及がありました。その価格が上げ切れないときに、フードチェーンの中であまりよろしくないような取引、価格の設定というのが起こらないようにするためにも、合理的な価格形成というのは重要な論点だと思うのですが、ここら辺の対応もよろしくお願ひしたいと思いました。

それから、Ⅶの団体の相互連携の部分なのですが、私は今回、NPO、農村RMOなども含めて、新たな団体に協力いただくような関係性を作るということに法改正で言及されたことは非常にすばらしいことだと思っておりますが、これは、例えば自治体を補完するような役割もあるかもしれません。場合によっては農業団体の役割を補完したり、若しくは、ここに書いている言葉どおりの連携で、新しいサービスを生み出すような取組に至るようなものもあるかもしれません。連携という言葉は非常に深い言葉だと思うのですが、それが、自治体も含めたほかの団体と、どういう関係性を取り結んでいくのかという辺りの見通しを今後立てていければと思いました。そのことが新たなビジネスを生み出していくことにもつながると思いますので、そこら辺の出口の部分についても興味があるところでは。

それから、国民理解の醸成のところ、今、消費者の行動変容に関連して小針委員からも言及をいただきました。私も同じような感想を持ったところです。更に付け加えるならば、この消費者、それから生産者、それから食料システムに関わる事業者の方たちとの間の対話というのが非常に重要ではないかと思うのですが、その対話の場というのがどこにあるのかという辺りを、今回の整理の

中ではあまり見えなかったものですから、ちょっと確認させていただきたいと思います。普段の購買の中でその対話というのは常時行われるのかもしれませんが、それとはまた別の対話の場というものがあるかもしれないと思っています。

最後、これが5つ目となるのですけれども、レジリエンスに関する言及を、私は見つけることができませんでした。もしかすると、今までの基本計画の中では、最後に防災や、東日本大震災の復興への言及があるので、そちらでまとめて記述されるのかもしれないとは思っておりますけれども、ただ、気候変動に伴って災害が多くなり、そのために農業生産者の方々が非常に苦しい思いをされている。その結果、経営を継続することを断念するという例も非常に多くなってきていることを考えますと、外側に出すべき部分もあるかもしれません。今書かれているⅠからⅦまでの中のどこかにも、レジリエンス的な言及があってもよろしいのではないかなと思ったところです。

もう1つ加えると、6つ目になってしまうのですけれども、横断的な議論、いろいろなところに散らばっている論点があって、例えば今回、食料安全保障の確保という観点からすると、その安全保障を脅かすリスクというものが、様々な局面であると思います。それは短期的なものであったり、長期的なものであったりもすると思うのですけれども、それが今のこの文書の中で、いろいろなところに散らばっているのですが、その全体を認識していただくような仕掛けが必要なのではないかと思います。それは前文とか、Ⅰの前の部分の何かイントロダクションの部分に、そういった言及が用意された方がいいのかなと思っています。リスク以外の、それ以外の観点もあるかもしれませんが、全体を読み解いていく上で、これは国民に対して示していくものでもあると思いますので、読み解く上でスムーズな理解を導入するような仕掛けみたいなものを、今後、骨子を用意していただく間に検討していただければと思いました。

すみません、長くなりまして失礼いたしました。以上となります。

以上、今日参加していただいた委員からの全ての発言が終了したと思います。

今、3時15分をちょっと回ったぐらいのところなので、4時までお時間をいただいていると思いますから、事務局の方から御対応をお願いいたします。

○総括審議官 では、いつも長々とあれなので、手短にやらせていただきますけれども、1個1個答えるのはやめにして、本当に手短にやりたいと思います。

まず、高槻委員、林委員、小針委員にしても、要は、全体のビジョンというのをどういうふうに示すのかという問題だったかと思います。今確かに、これ、いきなりここから本文が始まってしまうと、何のことかよく分からなくなるので、この初めの段階で基本的なコンセプトみたいなものはきちんとまとめて、今回の基本計画を書くに当たった危機意識とか、あるいは相互連関性みたいなものがあっ

て、ある意味、農水省が総力を挙げてやっていかなければいけないというようなことはちゃんと分かるような形で書いていきたいと思っています。そういうものを多分、次の企画部会の際には骨子をお示しする中で、その骨子の前段として、こういうようなコンセプト、こういうようなビジョンなんだというのを示した上で、この下にこういうのが続きますという形の構成にできればと思っています。そこは、今日頂いた意見も踏まえて、ちょっとブラッシュアップして臨みたいと思いますし、事前に何人か、意見をいただいた方には意見のやり取りなどもしていきたいと思っています。

あと、KPIですが、いきなりKPIをお示しするのはなかなか難しいとは思っていますが、まずは、どういう目標を立てて、施策ごとにどういうKPIを立てていくのかというのは、次の、これも企画部会の際に皆さんに提示をして御議論いただいて、それを踏まえて実際のKPIの策定作業に入っていければと思っています。そういう意味で、次回からいよいよ、分量的にはかなり多くのところで意見をいただかなければいけなくなると思いますが、何卒よろしくお願い申し上げますというのがまず1点です。

あと、齋藤委員からお話があった米の話とか、まだここには入れ切れていないものもありますので、そういうものを入れるタイミング、なかなか難しいなと思っていますが、米の議論とか、そういったこれまでちょっとやっていない部分につきましても追加で整理をして入れ込む形で検討を進めたいと考えて、大臣も基本計画の中で米について議論をするんだという話をしていますので、そういう意味でも我々も今準備しなければいけないということで一生懸命やっていますので、もう少々お時間を頂ければというふうに思います。

あと、当然基本計画、紙だけ書いていてもいけないので、書いたら予算もしっかり取らなければいけないということだと思っていますので、そういう意味でも制度もしっかり、この基本計画ができたら、各局ともそれに向けた関連予算の要求なり、そういうことに一生懸命取り組んでいくという形になろうかなと思っています。

あと、今日頂いた意見は、個人的にはどの意見も大変参考になる意見だと思いますので、基本的には各局の皆さんと前向きに調整をしていかなければいけない意見が多かったかなと思っています。

その中でも、例えば吉高委員がおっしゃられたファイナンスとかの話とか、そういうところは自分の中でもちょっと足りないなと思っている部分ではあるので、また、僕が聞けるかどうかは別ですが、少し詳しく意見交換させていただくような機会も設けさせていただいて、なるべく委員の考えというか、これからの企業と一緒に協調してやれるような分野を確保・拡大していくためにも、表現ぶりの工夫をできたらいいなと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、先生からいただいたレジリエンスの話ですとか、セーフティネットの話とか、これまでも基本計画では、5年前も書いてはいるのですが、確かに今回、視点という中ではちょっと盛り込みが足

りていなくて大変恐縮でした。そういう反省も踏まえて、次回以降、またしっかり提示をさせていただきたいと思います。

それでは、各局の方で、どうしてもこれだけは言っておかないといけないということがあれば、よろしくをお願いします。

○消費・安全局参事官 消費・安全局でございます。

どうしてもということで、1点だけ。友実委員から、産業獣医師の確保が書いていないのではないかというお話がございましたけれども、ページが違っておりまして、42ページのところに産業獣医師の確保ということを書かせていただいております。それだけでございます。

○中嶋部会長 どうぞ。

○輸出・国際局長 輸出・国際局でございます。

堀切委員の方から、海外の規制ですとかそういうものが関係者に分かるようにという御指摘がございました。これについては今、JETROでそのようなデータベースを作って、事業者の方々に見ていただけるような取組を進めています。これ、また常にアップデートさせて拡充していくということも重要だと思っていますので、そういうことを知っていただくということも含めて取組を進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

○生産振興審議官（兼農産局） 農産局でございます。

竹下委員から米粉が普及しない理由について御質問がありましたけれども、例えば小麦の製粉規模と比べると、現在の米粉の製粉の規模というのは桁が違って小さいということでございますので、この部分でどうしても最終価格が高くなる、こういったところが課題であると認識しております。

また、国産の麦、大豆について、どうして使ってもらえないのかというお話もありましたけれども、こちらについては、やはり生産が安定しないということで、たくさん取れた年もあれば、次の年になったら取れないということもあったりして、欲しい量が確実に手に入るということでもないということがありますので、記述させていただいておりますけれども、ストックセンターなどで安定供給、供給を平準化して安定させていくというようなことを進めるというふうに書かせていただいております。

最後に、友実委員からプラスチック肥料のお話がありましたけれども、農業現場でのプラスチック利用は、ほかにもハウスのフィルムですとかマルチ、あらゆるものがありますので、別途54ページのところに、回収ですとか代替技術、代替品への転換というようなことを書かせていただいているところです。

以上でございます。

○大臣官房審議官（兼経営局） 経営局でございます。

農業構造転換に関して多々御指摘をいただいたと思っておりますので、全体として受け止めさせていただいて考えていきたいと思っておりますけれども、その中で、浅井委員、内藤委員、また林委員から、KPI、農業転換に関する話があったと思います。集約化率というような例示も挙げていただいたということだと思っておりますけれども、今後検討していく上で、使えるデータであるとか、技術的な課題であるとか、そういうこともよく考えた上で、測定可能なそういう指標というものを考えていきたいと思っております。

浅井委員から、資料の中にあります地域計画のところの「国のリーダーシップ」という文言について、その具体的な中身は何でしょうかという御質問があったと思います。基本的に想定しているものは、地域計画、来年3月末で各市町村でお作りいただけるということで、当然、全国ベースでデータを集められるのは国だけだと思いますので、国の方で主導的に分析をし、また評価をし、評価といっても別にいい悪いをやるわけではなくて、そこからどんな課題があるかを抽出すること。それを前提に、今回の基本計画で示される施策の方向との関係性も踏まえて、ではそこから出た課題に対してどういう対応方向が考えられるのかということも、やはり国としても考えていくべきだと思いますし、最終的に地域がどのような方向に地域計画に基づいて地域を作っていくかということに対して施策で後押しをする。これも国としての役割だというふうに考えているところでございます。

それ以外に、宮島委員、大津委員、稲垣委員、小針委員、また最後、中嶋部会長からも、おそらく最終的に本文でどんな記載をしていくのかという部分に関する御指摘だったというふうに思いますので、今後、全体構成との関係もあると思っておりますけれども、そこら辺はしっかり考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○農村政策部長 農村振興局でございます。

田島委員から、日本型直接支払について、ネットワーク化もいいけれども、個別の集落への支援への踏み込みが足りないのではないかというような御指摘をいただいております。今回の資料の66ページにありますように、今後、小さな集落協定の継続が難しくなっていくということで、単独で継続が難しいところは、目的が同じで活動内容も類似している周りの集落協定と連携していくということで、まずはネットワーク化という取組を進めていただきたいと考えております。一方で、なかなかそういった相手がなくて、そういったことが難しい集落においても、既存のメンバーだけでは、いずれにしても今後存続が難しくなるということでございますので、資料にもございますように、必ずしも他の集落協定ではなく、多様な組織と連携する形で集落自体の存続を模索していただくということが必要ではないかということで、そういう取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また、友實委員の方から、ため池の流域治水のための防災インフラへの転用というのがございました。今回の資料、先ほど山口総審の方からもありましたけれども、食料供給の観点から、生産基盤の整備ということで33ページの方を整理しておりましたので、特に記述ございませんけれども、現行の基本計画でも防災・減災のところでそういった観点を記述は入れておりますので、そういった全体の整理の中で、今後、文言の方も整理をしてまいりたいというふうに考えております。

○大臣官房審議官（技術・環境） 環境の関係でございます。

吉高委員から民間ファイナンスの確保の指摘につきまして、山口総括審議官からも発言がありましたが、一方で、吉高委員の方から J-クレジットはインセンティブにならないというお話があったところにつきまして、農業分野の J-クレジットは緒に就いたところだというふうに考えてございまして、まずこれをしっかり推進していくことが必要だと考えてございます。取り分け、来年の1月から東証がカーボンクレジット市場に農業分野の区分を設定することとなっております、需要家の方に農業分野のクレジットを選んで買っていただくということが可能になると考えております。また、今後、排出権取引制度（GX-ETS）も運用されていくこともありまして、こうした食料・農業分野における動きを J-クレジットの取組の広がりにつなげていくということも重要だと考えております。

以上です。

○畜産局総合推進室長 畜産局でございます。

稲垣委員から飼料生産についての御意見をいただきましたけれども、8ページ目のところで、耕畜連携のところで飼料用米や稲わらの記述の追加の話はありましたが、国産飼料の利用推進という観点でいきますと、その下に書いてあります青刈りトウモロコシ等の飼料生産について特に耕畜連携等、しっかり進めていきたいということで、こちらを重点化していきたいというのを方針として出させていたきたいと考えているところでございます。

○大臣官房審議官（技術・環境） 大津委員からのバイオディーゼルの御指摘でございます。バイオ燃料の利用について進めているところでございますが、利用者側に立つと、コスト、それから安定供給の面から、経済合理性も求められるだろうということで、地域の状況に応じた判断が肝要なのではないかと考えております。このため、58ページにあるとおり、地域の特性に応じて循環経済の実現に向けた取組を進めていくということが必要だと位置づけているというところでございます。

○中嶋部会長 あとはよろしいでしょうか。

いたずらに延ばすつもりはございませんけれども、あと30分ございますので、もしもう少し発言したいという委員の方がいらっしゃれば御発言をお認めしたいと思うのですけれども、いかがでございませうか。

大体よろしいでしょうか。ありがとうございました。

事務局におかれましては、非常に丁寧に今までの議論をきちんと受け止めて資料を作成していただきましたので、委員の皆様からは非常に高い評価を頂いていたのではないかなというふうに思います。付け加えるべきこと、それから、今後骨子を取りまとめていく上での幾つかの視点も御提示いただきましたので、それを踏まえて、事務局におかれましては、次回以降の資料作りの参考にいただければと思います。

それでは、本日の議題はここまでにしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程についての御説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 次回の企画部会は、年明けに基本計画の骨子について御議論いただくことを予定しております。日時と詳細につきましては、調整がつき次第、改めて御連絡申し上げます。

○中嶋部会長 それでは、これもちまして本日の企画部会は終了といたします。どうもありがとうございました。

午後３時３２分 閉会